平成２９年（フ）第４７００号
埼玉県朝霞市根岸台８丁目４―40　エントピアＫ206、申立時の住所東京都目黒区南２丁目８－３―404
債務者　滝沢　　立
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月９日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３０５号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３―236号
債務者　北野　英明
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６７３号
大阪市住吉区苅田８丁目11番15号　第２宝マンション　15号
債務者　岡田　賢二
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５０号
大阪府吹田市出口町34番Ｃ４―120号
債務者　髙岡　英子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５７号
大阪府茨木市庄２丁目６番16号　谷川ハイツ101号
債務者　安藤　弥生
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９１号
大阪市城東区蒲生１丁目10番22―207号
債務者　安達真由子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９８号
大阪市住吉区苅田７丁目10番10号　パールハイツ　202号
債務者　笠井　由香
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９００号
大阪府高槻市玉川２丁目11番102号
債務者　岡田　侑子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９０８号
大阪市西淀川区竹島５丁目１番９号
債務者　日下久美子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９１３号
大阪府四條畷市岡山５丁目８番19号、前住所大阪府寝屋川市石津南町３番44―406号
債務者　塚崎明日佳（旧姓中）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８２６号
東京都足立区西綾瀬３丁目10―12―304　エトワール嵯峨・２
債務者　須合　　泰
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８２９号
東京都江戸川区平井１丁目18―２―103
債務者　廣瀬　惠二
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８３０号
東京都江東区平野１丁目９―２　第２幸阪ビル302
債務者　三浦　梨恵
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８３３号
東京都杉並区梅里２丁目８―12　梅里ハウス２
債務者　國分　利一
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８３４号
東京都台東区日本堤１丁目21―９　ビジネスホテルファミリー
債務者　贄田　智志
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部